

特集 社会情報

研究ノート

ファクタリングを偽装したヤミ金融に関する論文 — 貸金業法の改正後に進化を続けるヤミ金融の スキームに関する報告 —

堂下 浩*

要旨：日本において貸金業法が2006年に改正されて以降、ヤミ金融の事犯が表面化される機会が減ったように見受けられる。しかしながら最近の報道を精読してみると、ヤミ金融はそのスキームを様々に進化させ、警察にとって摘発が難しい形態へ巧妙化させることで被害を拡大している。例えば、2018年9月26日に報道された日本経済新聞の記事「倒産企業の陰にひそむ危うい資金調達」によると、従来から商慣行として行われてきたファクタリングのスキームを利用する違法性の高い二者間ファクタリングが新たなヤミ金融として水面下で浸潤し、資金需要のある中小企業の間で被害が拡大している。二者間ファクタリングに関しては警察の摘発が困難であるだけでなく、利用した中小企業がファクタリング業者に賠償請求を求める裁判が幾つかの事案で争われたが、その違法性を巡る判決に一貫性はない。

キーワード：ファクタリング, ヤミ金融, 貸金業法

Report on Illegal Lending (Yamikin) Disguised as Factoring: Verification of Yamikin Scheme that Continues to Grow after the Revision of the Money Lending Business Law (MLBL)

Hiroshi DOMOTO*

Abstract: Since the revision of the MLBL in Japan in 2006, occasions where Yamikin-related crimes came to surface seem to have decreased. However, when perusing the recent media report, I found Yamikin had been expanding the damages by developing its scheme into varied and sophisticated ways that are difficult for the police to crackdown. For example, according to the Nikkei article on September 26, 2018, titled “Risky Financing Behind Bankrupt Companies”, a highly-illegal bilateral factoring, utilizing a traditionally-used factoring scheme, has been permeated behind the scenes as a new Yamikin, which resulted in spreading damages to more small and medium-sized enterprises (SMEs) in financial needs. What is concerned on bilateral factoring is not only the difficulty of crackdown by the police, but there is no consistency in the court judgements over its illegality in several compensation claims filed by SMEs against their factoring agencies.

Keywords: Factoring, Yamikin, Money Lending Business Law

1. はじめに

2006年12月に貸金業法が改正されたことで、貸金市場において信用収縮が進み、返済困難に陥った資金需要者が過払い金返還請求へ流れ、廃業する貸金業者の数は一気に増加した。法改正の前年である2005年3月末における貸金業者の登録件数は18,000件を超えていたが、2017年3月末段階で1,835件まで減少した。消費者金融業者の幾つかは大手メガバンクの傘下に入るなどして生き残ったものの、法改正の影響は事業者金融業者にとって極めて甚大であった。同時期に零細規模〔注1〕を除いた事業者金融業者は全国で55社であったが、そのうち25社はグループ内企業へ資金を提供するための貸金業者であり、一般事業者へ貸し付ける業者は僅か30社である。法改正は事業者金融のサービスを実質的に機能不全に陥れたと言えよう。

一方で、貸金業者数の減少に反比例し、貸金業法の潜脱行為と司法界から指摘されながらも、マスコミにおいてニューサービスやフィンテックとして注目される業態が隆盛を誇っている〔注2〕。例えば、ショッピング枠の現金化、給与の前払いサービス、そしてフリマアプリを用いた現金や換金性の高い商品の出品行為などである。これらは相対的に数万円から数十万円程度の小額資金を提供するサービスであることから、消費者金融機能の代替として普及している。また今日、SNSを悪用して個人間融資を偽装したヤミ金融が急速に若者層で浸透している。週刊ダイヤモンドの報道〔注3〕によると、個人間融資を偽装したヤミ金融の業者はツイッターやインスタグラムで「個人間融資」という名目で顧客を募り、顧客をLINEの所定アカウントに誘導した上で個別の融資交渉を進める。なお個人間融資の場合、特例として金利の上限が年利109.5%まで許容される。こうしたネット上における個人間融資の利用者として若者を中心とする借入困難者層が多いと類推される。

さらに報道によると事業者金融機能の代替として数百万円程度の資金を融通する二者間ファクタリングに関する記事が2017年頃から徐々に報道されるようになった〔注4〕。2018年9月26日に報道された日本経済新聞の記事によると〔注5〕、従来から商慣行として行われてきたファクタリングのスキームを悪用する二者間ファクタリングが新たなヤミ金融

として水面下で浸潤し、資金需要のある中小零細事業者の間で被害が拡大している。二者間ファクタリング業者の買取手数料を金利に換算すると、年率240~360%と超高金利となる。今日このようにヤミ金融は多様な形態に進化し、警察にとって摘発が難しい取引スキームへ巧妙化させることで被害を拡大している〔注6〕。

二者間ファクタリングとはファクタリングという法規制が及ばない債権売買を偽装して資金需要のある中小零細事業者に資金提供するサービスである。債権売買のサービスを規制する法令や業者の登録制度もないため、今日ヤミ金融業者のような反社会的勢力が参入する事態も招いている。事実、企業再生で実績を有するダヴィンチパートナーズ合同会社は顧客向け自社ホームページにて二者間ファクタリングの利用に警鐘を鳴らしている（参考資料）。

このように二者間ファクタリングの被害が指摘される中、2017年1月に大阪府警が二者間ファクタリング業者を初めて摘発し、実質的な経営者や社員などを貸金業法及び出資法違反の容疑で逮捕した〔注7〕。また同年7月に栃木県警も架空の法人名を名乗り二者間ファクタリングを行ったとして容疑者二人を逮捕した〔注8〕。警察による検挙は二者間ファクタリング業者に少なからず影響を及ぼしたと推測される。しかしながら、検挙から1年を経過した後も二者間ファクタリングの被害が続いているのが実情である。その背景として二者間ファクタリングが「契約自由の原則」という法理念の下で貸金業法の間隙を突く格好で進化し、司法でさえ違法と判断できないスキームにまで法の潜脱性を高めている点が挙げられる。

そこで以下では二者間ファクタリングのスキームを解説しながら、その特徴を従来からのファクタリング（三者間ファクタリング）と比較する。続いて、債権担保貸付とも比べた上で、二者間ファクタリングの違法性を明確にすることの困難さを解明する。

2. 二者間ファクタリングと従来からのファクタリングの差異

2.1 ファクタリングの歴史

ファクタリング（Factoring）とは英米の商慣習におけるファクター（Factor）、すなわち物流サービスを伴う代理商（問屋、仲買人）として発展してきた

仕組みである。田邊 (1983)[4]によると、流通機構における仲介者であるファクターが中世の時代にその資金力と信用力を背景に、生産者（債権の売主）と生産物の買主の間で発生する債権を買い取り信用供与の分野へ参入したことがその起源と言われる。その後、ファクターが自ら物流を担うことなく、ノンバンクとして金融業務に特化した商慣行が形成された。そして20世紀初頭の米国でこうした業態が急速に普及し、今日の近代的ファクタリングの始まりとなった（高橋 2015）[3]。この米国を発祥とする近代ファクタリングの特徴はファクター、つまりファクタリング業者が債権を売主から買い取る際に併せて、債権の売主が償還請求を免れるノンリコース契約を締結する点にある（金融財政事情研究会1981）[1]。

こうしたファクタリングは三者間ファクタリングと呼ばれ、その契約スキームは複雑になることから、日本国内では一部の支払いサイトの長い業界（例えば、旅行業界や出版業界など）に限られ戦後に普及してきた経緯がある。しかしながら近年、コンプライアンス機運の高まりとともに優越的地位の濫用と見られる商慣習が改められ、支払いサイトの短縮化が図られたことで、日本における三者間ファクタリングへの需要は統計の上では減退傾向にある [注9]。

一方で、本稿で論じる二者間ファクタリングは従来からのファクタリングと異なり、2006年の貸金業法改正以降、国内で増加傾向にあると言われる。しかしながら、ファクタリング業を巡る規制は日本では全く整備されていないこともあり、新聞では事件として報じられるものの、調査した学術論文は皆無である。唯一、全国事業者金融協会の副会長である高木 (2018) [2]が顧客から得た被害情報を基に報告した業界レポートが存在するだけである。高木によると、こうした二者間ファクタリング業者による被害が社会問題化しにくい背景として以下の2点が挙げられる。

- 1) 資金需要者の告発により二者間ファクタリング業者が営業停止ともなれば資金調達の手段が減り、自らの資金繰りが逼迫するかもしれないという恐怖心が存在する。
- 2) 取引の最中に何らかの問題が発生すると二者間ファクタリング業者から売掛先に対し、債権譲渡通知を発送されてしまうリスクを抱えているため、取引が完了（完済）しない限り提訴できない。

上記の事情もあり、従来からの三者間ファクタリングを隠れ蓑に二者間ファクタリングが実質的な零細事業主への資金供与手段として日本において水面下で普及していると言える。

2.2 三者間ファクタリング（従来からのファクタリング）

正規ファクタリング業者によるファクタリング（債権の売買）は、「三者間ファクタリング」とも呼ばれ、図1に示される通り、売買の対象となった売掛金は債権の買主であるファクタリング業者が回収し、かつ当該債権が回収不能となった場合の貸倒れリスクはファクタリング業者が負担するサービスである。三者間ファクタリングにおいて通常、債権の売主に対する償還請求権は設定されない。

一方で、この債権の売買はファクタリング業者へ債権を売却する事実を売掛先に知られたくないと考える資金需要者には利用しにくい（つまり、売主側の資金繰りが厳しいことを売掛先に知られたくないケース）。このため、実際に三者間ファクタリングを利用する売主の多くは資金調達を目的とするのではなく、売掛先が支払不能に陥っても償還請求権を行使しないノンリコースの売買契約である点に着目して、貸倒れを防ぐための保険として利用している（つまり、売主側が売掛先の信用力を低いとみているケース）。こうした使用目的は銀行傘下のファクタリングを利用する企業で一般的である。

2.3 二者間ファクタリング

先述の三者間ファクタリングで売掛債権を売買した場合、債権の買主がその債権を回収する。しかし、二者間ファクタリングでは売掛先が債権を売買されたことを知らないため、債権の買主がその売主に債権回収を委託する。このため買主と売主との間で債権回収業務委託契約の締結が必要となる。債権回収業務委託契約とは、債権の買主がその売主に対して当該債権に係る請求や回収などを無償で委託する契約であり、売主が当該債権を回収した後に買主へ回収した金員を支払うという仕組みである。また債権回収を委託された者が、それを不履行した場合には高額な違約金が課されるという約定である。この委託契約こそが実質的な金銭の貸付行為を債権の売買行為に偽装するための巧妙な契約形態と指摘される（高木 2018）。

二者間ファクタリングは、図2に示される通り、

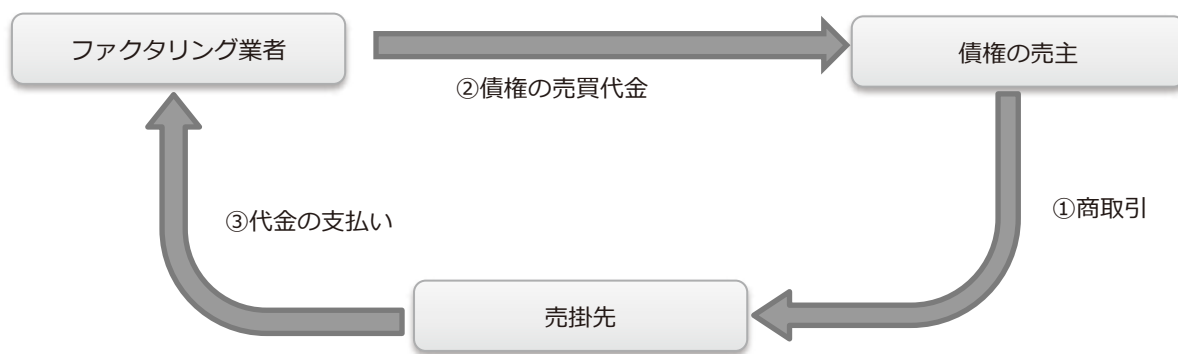


図1 三者間ファクタリングの取引構成図

出典：高木秀男「債権の売買を偽造するヤミ金融」

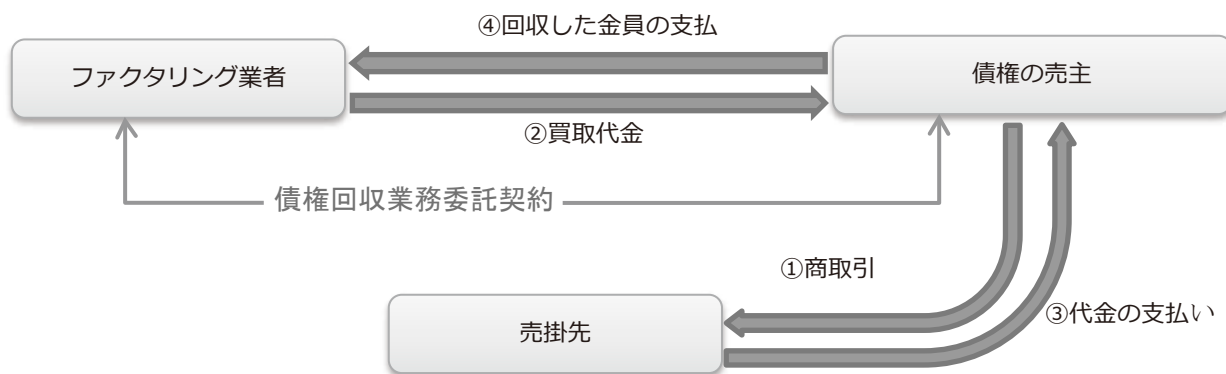


図2 二者間ファクタリングの取引構成図

出典：高木秀男「債権の売買を偽造するヤミ金融」

債権の売主と買主の二者間の合意で成立する債権の売買で、売掛先の同意を必要としないため債権を売却する事実を売掛先に知られたくないと考える資金需要者に普及している。また三者間ファクタリングと比較し、債権回収が不能となるリスクが高まるため、必然的に買取手数料は高額になる。

3. 二者間ファクタリングの違法性に関する分析

3.1 三者間ファクタリングと二者間ファクタリングの相違性を強める要因

次に二者間ファクタリングを貸付とみなす上での論点を整理する。貸金業者が売掛金を担保として貸付けしている債権担保貸付と、三者間ファクタリング及び二者間ファクタリングを比較すると表1の通り。債権担保貸付と三者間ファクタリングを比べると対象担保が売掛債権である点を除き全く異なる商慣行であることが分かる。

一方で同表によると、債権担保貸付と二者間ファクタリングでは共通する項目が多数見られ、契約形態で質的に同一性が強い。特に債務の弁済者と与信の相手方が共に資金需要者であることから、二者間ファクタリングが貸付行為であると類推できる余地を与える。さらに支出の仕訳が債権担保貸付では支払利息、二者間ファクタリングでは支払手数料と名目としては異なるものの、取引形態の意味合いを鑑みると両者は実質的に同一であると判断することもできる。つまり通常の三者間ファクタリング契約はノンリコース (without recourse) の約款を採用している一方で、二者間ファクタリングは売買の対象とした債権が未回収か否かにかかわらず、その債権回収業務委託契約を根拠として回収を委託した債権額又は損害賠償金を請求する。この点からも二者間ファクタリングは三者間ファクタリングとは異なり、ウィズリコース (with recourse) の契約を伴う一般的な債権担保貸付に近く、二者間ファクタリン

表1 債権担保貸付とファクタリングの比較

	債権担保貸付	二者間ファクタリング	三者間ファクタリング
資金の提供者	貸金業者	ファクタリング業者	
契約の当事者	1. 貸金業者 2. 資金需要者	1. ファクタリング業者 2. 資金需要者	1. ファクタリング業者 2. 資金需要者 3. 第三債務者（売掛先）
契約の形態	金銭消費貸借契約 債権譲渡担保契約	債権売買契約 債権回収業務委託契約	債権売買契約
担保	売掛債権		
対抗要件具備	債権譲渡登記		確定日付ある債権譲渡通知
債務の弁済者	資金需要者		第三債務者（売掛先）
与信の相手方 (誰の信用で貸付の可否を決定するか)	資金需要者		第三債務者（売掛先）
支出の仕訳	支払利息	支払手数料	支払手数料
利息／手数料	一般的な取引である元本百万円以上で年率15%が上限	売買債権額の20～30% (年率240%～360%) ※報道資料から試算。	売買債権額の0.5～3% ※仮に上記手数料を年率換算した場合、年率6～36%。
不履行時のペナルティ	遅延損害金として年率20%を上限	債権回収業務委託契約の違約金（債権額の2倍）	なし

出典：高木秀男氏の協力を得て筆者作成

グの支払手数料を支払利息とみなす論拠を与える。

報道によると二者間ファクタリングを債権の売買でなく、金銭の貸付として認定した判決も出された[注10]。2017年3月3日に大阪地裁は運送業を目的とする原告とファクタリングを目的とする被告との係争で、債権の売買代金として被告が原告に交付した金銭が実質的な貸付金であると判断し、原告が被告に支払ったファクタリングの手数を利息制限法の上限金利（年率15%）で引き直し計算した金額との差額として、「被告は原告に対し467万円余りの金員（過払金）を支払え」と命じた。

この裁判では二者間ファクタリングの取引形態を金銭の貸付としてみなし、その違法性の高さを認定する判決であった。しかしながら、二者間ファクタリングの違法性を争った他の裁判では裁判官が取引形態を逆に債権の売買として認める事例（後述）も多数散見され、裁判官の尺度によって判断が分かれるのが現状である。

3.2 三者間ファクタリングと二者間ファクタリングの相違性を弱める要因

二者間ファクタリングで資金需要者に要求する支払手数料が支払利息と異なる手数料の算定根拠に基づいている点を示すことで、二者間ファクタリングの違法性を薄めることも可能となる。例えば、二者

間ファクタリング業者側が顧客に提示する支払手数料に関する契約事項で、債権回収業務委託契約の履行期間を1か月に固定し、これ以上の期間延長を一切認めない条項を追加することにより（つまり、金銭消費貸借において「ジャンプ」と呼ばれる弁済期限の繰り延べに応じないことを明記することにより）、二者間ファクタリングの業としての独自性が強まり、そのサービスを貸金業法の潜脱行為として裁定することを難しくさせる。

実際、警察が検挙した二者間ファクタリングの2つの事犯を検証すると、①債権を売買したという根拠に乏しい、②利息を受領して約定の支払期日を延長していた（金銭消費貸借におけるジャンプに相当する行為に依っていた）、といった共通点があり、警察としても金銭の貸付として確実に起訴できる事案に摘発を限定した可能性が示唆される（さらに大阪府警が最初に摘発した事件では、その経営者は高金利事犯で逮捕された前科があった）。つまり上記①と②を回避した取引行為に沿って契約書面を交付し、その履行を要求することで警察が二者間ファクタリングを摘発するための障壁は一段と高められる。

また今日、景気が回復する中で中小零細事業者には旺盛な資金需要があるため、上場企業が敢えて二者間ファクタリング市場に参入する動きも散見さ

れる。例えば、物流業界の大手であるセイノーホールディングス（セイノー HD）は傘下のセイノーフィナンシャル（本社：岐阜県大垣市）を使って二者間ファクタリングのサービスを全国展開することを発表した。報道記事によるとセイノーフィナンシャルの丸田秀実社長は「金融サービスで輸送業の顧客を囲い込みながら、セイノーがリスクを取ることで、銀行が取り扱わないノンバンクの顧客を開拓していきたい」と述べている [注11]。上場企業が二者間ファクタリングに参入する動向も二者間ファクタリングの違法性を社会的に曖昧にさせる一因となっている。

3.3 二者間ファクタリングを債権売買行為と実質的に認定した司法係争の事例とその背景

上記3.2で論じた通り、三者間ファクタリングと二者間ファクタリングの相違性を弱める風潮が高まりつつある。最近では二者間ファクタリングの違法性を実質的に否定した上で、ファクタリング業者が勝訴する司法判断も散見されるようになった [注12]。

さらに直近ではファクタリング業者の勝訴に至らなくとも、裁判官がファクタリングの利用者に対して債権回収業務委託契約に基づくファクタリング業者への違約金の支払いを促す和解の事例も見られるようになった。筆者が行ったインタビュー調査（2018年10月調査）によると、二者間ファクタリング業者とその利用者であった群馬県の製造業者で争われた訴訟では、2017年12月に東京地方裁判所による和解協議の下でファクタリング業者側の訴えを全面的に認める内容で終結した。この取引を金利換算すると年利360%となるものの、本件で裁判官から示された和解案はファクタリング業者と資金需要者の取引形態を金銭の貸付でなく、債権の売買として認定し、この製造業者に債権回収業務委託契約に基づき相当額の違約金をファクタリング業者に支払うことを促す内容であった。

これら裁判を俯瞰すると、訴えられたファクタリング業者側が、顧客と締結した債権回収業務委託契約における履行期間を1か月に固定していた点、債権売買契約書及び債権回収業務委託契約に基づき履行した内容に何ら瑕疵が確認されない点などが裁定の根拠になったと考えられる。なお、群馬県の製造業者の事例ではセイノーフィナンシャルによる二者

間ファクタリングのサービスも利用していた点も三者間ファクタリングの違法性を薄める要因として働いた可能性も否定できない。

4. まとめ

上記の通り現実にはファクタリングを偽装した二者間ファクタリング業者が利用者側に実質的に勝訴する事例も積み重ねられつつある。こうした司法判示の限界性を鑑みると、現行法令で二者間ファクタリングを規制することは困難と言える。その理由として以下の2点が挙げられる。

- A) 二者間ファクタリングの違法性を争った裁判では取引形態を金銭の貸付として認定するか否かは裁判官の尺度によって判断が分かれ、司法の場で争っても必ずしも被害が認められるとは限らないため、利用した中小零細事業主に訴訟を躊躇させる雰囲気醸成されている。
- B) 社会的に認知された企業（例えば、セイノーホールディングスのような上場企業）が二者間ファクタリングに関わっていることで、その取引が慣習的に認知されつつある。

さらに2020年改正民法の施行により債権譲渡が原則自由化される。今日、大手企業や官公庁との商取引で慣習的に従来から散見される債権譲渡禁止特約が無効となり、これら取引に係る債権譲渡の効力が増すことから、二者間ファクタリングを行う上での追い風となる。こうした見地からも今日、二者間ファクタリングに関する実態の解明が求められている。併せて中小零細事業者による資金需要の現実を考慮した上で貸金業法が改正され、適正な貸金市場が形成されるべきである。

以上

謝辞

本研究に際して、様々なご指導を頂きました高木秀男氏には深謝いたします。

【注】

[注1] ここで、年商2億5千万円を下回る売上高の事業者金融会社を零細規模と定義した。

[注2] 例えば、『日本経済新聞』2018. 9. 5朝刊など。

[注3] 「跋扈する『新型ヤミ金』」, pp98-105, 週刊ダイヤモンド2018年12月8日号。

[注4] 例えば、『産経新聞』2017. 2. 14大阪など。

- [注5] 『日本経済新聞』2018. 9. 26電子版。
 [注6] 例えば、『読売新聞』2017. 12. 23朝刊など。
 [注7] 例えば、『読売新聞』2017. 3. 26大阪など。
 [注8] 例えば、『日本経済新聞』2017. 8. 30電子版など。
 [注9] “Total Factoring Volume by Country in the Last 7 Years” Factors Chain International ウェブサイトより引用。URL : <https://fci.nl/downloads/Annual%20Review%20%202017.pdf>
 [注10] 例えば、『共同通信社』2017. 3. 3など。
 [注11] 例えば、『日本経済新聞』2018. 8. 18中部など。
 [注12] 例えば、平成29年5月23日/東京高等裁判所/第19民事部/判決/平成29年(ネ)145号【事件名】不当利得返還請求控訴事件など。

出典：ダヴィンチパートナーズ合同会社のウェブサイトより引用(部分抜粋)
 URL : <https://blog.davinci-partners.com/content/cashflow/factoring01/>

【引用文献】

- [1] 金融財政事情研究会『欧米ファクタリング事情』, きんざい, pp21-47, (1981)
 [2] 高木秀男「債権の売買を偽造するヤミ金融」東経情報(2018年1月1日号), 東京経済株式会社, (2018)
 [3] 高橋正彦『証券化と債権譲渡ファイナンス』, NTT出版, p15, (2015)
 [4] 田邊光政『ファクタリングの基礎知識』, 商事法務研究会, pp1-28, (1983)

【参考資料】

二者間ファクタリングの利用注意を促すコンサルティング会社による警鐘文

ご相談者様から寄せられるご相談ケースは、下記流れで資金繰り難に陥ってしまうケースが殆どです。

- ① 売掛金がすぐに現金化するという事に利便性を感じ、利用するようになった。
- ② しかし、ファクタリング手数料が高いため、粗利益の殆どが手数料で無くなってしまふ。
- ③ 粗利益が殆ど無くなってしまふため、毎月、販管費の分だけマイナスになってしまう。
- ④ ファクタリングを止めたいが、返済資金が無いため、今止めてしまふとファクタリング会社に返済ができなくなる。
- ⑤ 返済できなくなれば、取引先に通知が行ってしまふ、取引停止の可能性が出てくる。
- ⑥ 取引停止は困るので、利益が出なくなる事を我慢して仕方無しにファクタリングを利用する事になってしまっている。
- ⑦ 止められるものならすぐに止めたいが、現実問題、止めたくても止められない。

